



すみりんニュース No.60

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
TEL(06)6674-3732 FAX(06)6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

【この号の内容】

- 民設置民営の「すみよし隣保館 寿」の紹介～設置の経過、現状、今後の課題・・・1-5
「大災害！そのときどんな支援が必要か～被災地での支援活動に学ぶ～」
- 1960(昭和35)年6月 住吉隣保館設立前後の住吉地区の様子・・・5-7
- 「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座7月例会・・・7

住吉隣保事業推進センター（すみよし隣保館 寿）は、2016年4月に開設され、今年の4月でまる2年が経過しました。

すみよし隣保館 寿の特色は民設置民営の隣保館で、被差別部落内に設置されている800余りの隣保館の中で、民設置民営は西成にある隣保館と住吉の隣保館の2館だけです。

このため、すみよし隣保館 寿に対する関心は全国的にも高く、月刊雑誌『部落解放』2018年6月発刊758号に、すみよし隣保館 寿を紹介する原稿が掲載されました。

この原稿には、すみよし隣保館が設立された経過、現状、今後の課題がコンパクトにまとめられています。

すみよし隣保館 寿を一人でも多くの方に知って頂き、支えて頂くために『すみりんニュース』No.60にも掲載させて頂きました。（事務局）

■ 民設置民営の「すみよし隣保館 寿」の紹介～設置の経過、現状、今後の課題～

一、はじめに

2016年3月末で、大阪市内の10地区に設置されていた市民交流センター（住吉地区の市民交流センターすみよし北含む）が閉鎖されました。

この閉鎖は、2012年4月に橋下徹市長（当時）の下で打ち出された「市政改革プラン」に基づくものでした。ただ、このプランでは、当初、2014年3月末で閉鎖とされていたものを、市民交流センターの利用者や部落解放同盟大阪府連合会の市内ブロックを中心とした運動

団体の粘り強い廃止反対運動によって2年間の閉鎖時期の延長をさせた上でのものでした。

住吉地区では、部落差別が現存している状況下で、地区住民の総合生活相談や様々な活動の場、隣接地区住民との交流の場を確保する必要性があるため、公益財団法人住吉隣保事業推進協会をはじめとする関係団体が協議し、地区住民をはじめ多くの方々のご支援を頂く中で、2016年4月1日に民設置民営の隣保館として住吉隣保事業推進センターを開設しました。

開設以降2年が経過していますが、このセンターの概要、内部の紹介、事業の実施状況、持

続可能な運営をめざした取り組み、今後の課題等を紹介したいと思います。

二、「すみよし隣保館 寿」の概要

住吉隣保事業推進センターの愛称は、「すみよし隣保館 寿」です。愛称に「寿」がついている理由は、地元の共同浴場であった「寿湯」の跡地にこの隣保館が建てられたことに由来します。

建築主、管理・運営主体は、公益財団法人住吉隣保事業推進協会です。建物の敷地面積は538.99㎡、建物は鉄筋コンクリート3階建てで、延べ床面積は1080.65㎡です。総工費は2億7000万円で、公益財団の資金と団体・個人からの寄付でまかなわれ、行政の補助金はもらっていません。

この隣保館の特色は、民設置民営の隣保館だということです。今日全国に800を超す隣保館がありますが、被差別部落内にある民設置民営の隣保館は、この隣保館と大阪市内の西成地区に2015年12月に開設された「にしなり隣保館 スマイルゆ〜とあい」の二館だけです。

三、「すみよし隣保館 寿」の内部の紹介

「すみよし隣保館 寿」の内部を紹介しますと、一階は342.89㎡の広さがあり、①公益財団の事務所、②各種団体（支部、自治会・町会、老人会）の事務所、③住吉区北地域包括支援センターの事務所、④近隣交流スペース（キッチン付き）、⑤相談室、⑥応接・相談室、⑦作業室、⑧倉庫などがあります。

2階は、343.78㎡の広さがあり、訪問看護ステーションと居宅介護支援事業所が入っています。

3階は、343.78㎡の広さがあり、①大会議室（間仕切りをすれば2つの会議室になる）、②小会議室（壁面総鏡と簡易防音あり）、③図書・資料室（資料室には移動式書架がある）、④倉庫があります。

四、「すみよし隣保館 寿」の建設理念

「すみよし隣保館 寿」建設にあたって根本に据えた考え方は、財団の初代理事長で隣保館の初代館長でもあった故住田利雄さんが常日頃から強調しておられた「忘れてはならない自主解放」でした。その上で設定した基本理念は、次の5点です。

- (1) 地域のつながり：住吉地区のみでなく隣接地区等とのつながりを大切にしたいセンターである。
- (2) 人のつながり：障がいの有無や国籍などに関わらず安心して利用できるセンターである。
- (3) 世代のつながり：子ども、若者、高齢者など世代を超えた人びとが使えるセンターである。
- (4) 歴史のつながり：青年会館（1934～1960）、住吉隣保館（1960～1970）、住吉解放会館（1970～2000）、住吉人権文化センター（2000～2010）、市民交流センターすみよし北（2010～2016）での活動の歴史を引き継いだセンターである。
- (5) 健康でのつながり：訪問看護ステーションの事務所が入っていることに代表される地域の健康を守るセンターである。

五、2017年度事業の概要

「すみよし隣保館 寿」は、開設されて2年が経過しましたが、以下に列挙するような機能を果たしてきています。

- (1) 様々な面で困っている人びとの総合相談の場所：具体的には、生活総合相談は226件、ケース会議（教育・就労・福祉分野ごとに開催）は354件、法律相談は46件、合計626件（いずれも年間）でした。
- (2) 自主的な活動の場所：「すみよし隣保館 寿」の貸室を利用して活動する登録サークル数は115団体で、2017年度1年間の貸室の利用者数は1万7579人でした。
- (3) 子ども、若者、高齢者、障害者などの居場所、識字活動の場所：例えば、子どもを対象とした事業として自主学習支援事業（住吉べんきょう会）が実施されています。小学生を対象とした事業は、毎週水曜日午後5～6時まで開催され、平均10名が参加しています。また、中学生を対象とした事業は、毎週月、水曜日の午後7～9時まで開催され、平均5名が参加しています。いずれも講師は、地元の青年と関西大学の学生です（有償ボランティア）。

さらに、子どもたちとともに調理・食事を行い、家に保護者がいなくても食べ物を作れるように料理への知識や技術をつける場・食育の場として寿こども料理食堂が毎月第2・

4 火曜日午後4時～7時半（調理・食事、片付け含む）開催されています。これには平均こども20名、大人10名の参加があります。

「すみよし隣保館 寿」1階の近隣交流スペースを使って定期的に識字活動が実施されています。住吉輪読会は、2017年で51年の歴史がありますが、昨年度は、以下の3クラスが開設されました。

- ・ 輪読会水曜組（毎週水曜日午後1～3時）
参加者：8名、学習支援者：4名
- ・ 輪読会土曜組（毎週土曜日午後1～3時）
参加者：12名、学習支援者：6名
- ・ 住吉日本語教室（毎週木曜日午後7～9時）
参加者：15名、学習支援者5名

(4) 地域を超えた多世代住民の交流の場所：

「すみよし隣保館 寿」の利用者は、住吉地区住民だけでなく、近隣住民、中には近隣県からも来ておられます。また、利用者の年齢も小さな子どもから高齢者まで多様です。

2018年4月8日（日）には、午前10時～午後3時半まで、1年間の練習の成果を発表する「すみよし隣保館 寿開設2周年記念・センターまつり」が開催されました。

(5) 部落問題をはじめとした人権問題に関する図書・資料の収集と閲覧の場所：「すみよし隣保館 寿」の3階には図書室がありますが、ここを活用して図書事業が取り組まれています。具体的には、週4回、月・火・木・金の午後1時半から5時まで、5名の無償ボランティアで運営されていて、2017年度の延べ開室日数は、203日、総利用者数は471人、総貸出冊数は442冊でした。

(6) 部落差別をはじめとする差別撤廃に向けた調査・研究・啓発の場所：「すみよし隣保館 寿」では、住吉・住之江同和人権教育研究推進協議会の諸事業が、実施されています。また「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座（2カ月に1回）や住吉部落史研究会（年1回）が開催されていますし、年間20団体近いフィールドワークの受け入れをしています。

六、「すみよし隣保館 寿」の開館日時、職員体制、年間予算

「すみよし隣保館 寿」の休館日は日曜日と年末年始（12月29日～1月3日）、開館時間は9時～21時30分（ただし、祝日は9時～18時）です。

職員体制は、施設長1名（常勤）、常勤職員2名、非常勤職員7名です。

広報媒体としては、①ウェブサイト（ホームページ）、②「すみりんニュース」（2カ月に1回発行）、③「寿だより」（2カ月に1回発行）があります。

「すみよし隣保館 寿」を維持・管理、運営に要する年間予算は、およそ3500万円です。

収入源としては、①公益財団の基金の利子、②寄付金、③賛助会費、④貸室、貸会場等事業収入、⑤受託費、⑥助成金などがありますが、現時点では行政からの補助金はありません。

七、持続可能な隣保館運営をめざした取り組み

先に紹介したように、「すみよし隣保館 寿」の管理・運営には、年間3500万円必要ですが、開設以降2年間の実績をみると、およそ500万円の収入不足が生じています。このことを予測し、当面は運用資金で不足分を補っていますが、可及的速やかに持続可能な財政基盤を構築していくことが求められています。

このため、2016年4月以降、公益財団法人内に持続可能な隣保館運営をめざして2つのプロジェクトチームを設置しています。1つは、助成金を獲得するためのプロジェクトチームで、各方面の助成金を探し、応募しています。2017年度は、2件の申請が認められました。1つは、社会福祉振興助成事業（WAM助成）の「地域の課題解決！みんな集まれどっこい隊事業」が認められました。この事業の概要は、多世代住民同士が地域課題を共有し、①課題解決に向けて住民自身が学び、知恵を出し合い、②解決プランを立て、実行するために相互に協力し合うことを目的に、ワークショップの開催や専門家による講座受講などを実施、実際に解決へ向けた取り組みを行う事業で、助成額はおよそ306万3000円でした。

もう1つは、ドコモ市民活動団体助成事業で、申請事業内容は、こども達の食育・居場所事業、またボランティア育成事業として月2回の「寿こども料理食堂」、年2回のボランティア研修会、こども主催のこども会議を開催するという内容で、助成額は70万円でした。

なお、これらの助成金獲得に関しては、一般社団法人ヒューマンワークアソシエーションの助言を頂きました。

もう1つのプロジェクトチームは、隣保館プロジェクト会議で、「すみよし隣保館 寿」が実施している隣保事業に対して国なり大阪市からの助成金を獲得することを目的にしています。

このため、国（厚生労働省）、大阪市、住吉区役所等の関係行政機関、住吉区選出の国会、大阪府会、大阪市議員への要請行動に取り組んできています。また、全国隣保館連絡協議会や部落解放同盟中央本部、同大阪府連等へも要請を行ってきています。

これまでの成果としては、大阪市に隣保事業開始届を提出し、2016年12月に受理されたことです。この結果、「すみよし隣保館 寿」に対する固定資産税は半額免除となっています。

なお、この間の要請行動で「すみよし隣保館 寿」の隣保事業に対して、国なり大阪市の補助を得るためには、隣保館設置運営要綱にある「隣保館は、地方公共団体が設置し、運営する」とした規定の改定が必要であることが明らかになってきています。

八、住吉地区暮らしのアンケート調査の実施

2016年11月14日から12月9日にかけて「住吉地区暮らしのアンケート調査」が実施されました。この調査は「住吉地域における法期限後の生活実態の把握、および住吉地域の今後のまちづくりにおける課題やニーズの掘り起こしを目的」としたものです。この調査の実施主体は、住吉地区「暮らしのアンケート調査」実行委員会で、部落解放同盟大阪府連合会住吉支部、部落解放住吉住宅自治会連合・住吉第五振興町会、公益財団法人住吉隣保事業推進協会が構成され、社会福祉法人ライフサポート協会と医療法人ハートフリーやすらぎの二法人の協力を得たものです。調査分析協力組織は、部落解放同盟大阪府連合会と大阪市立大学人権問題研究センターでした。（有効回答率は71.1%）

本年3月に調査報告書が出されましたが、この中では、住吉地区の特徴として、①「単身世帯」が146世帯（43.6%）その内60歳以上が80%を占める（65歳以上では63%）、②「夫婦のみ世帯」は66世帯で60歳以上が85%を占める、③「ひとり親と子」は61世帯（18.2%）、④「最終学歴」は、義務教育未終了が18%、中卒が27%、高校中退が7%、高卒が34%、短大・高専卒が7%、大学・大学院卒が6%、⑤世帯

の総収入（手取り）は、「100万円～200万円未満」が30%で最も多い。ついで「100万円未満」が25%であり、これらで過半数を超えるなどの実態が明らかになってきています。

また、今回の調査では、「すみよし隣保館 寿」の利用状況などに関する調査も含まれていて、①「隣保館でのサークル活動に参加したことがある」については「ある」が43人（8%）、「ない」が389人（72%）、「知らなかった」が78人（14%）、「その他」が30人（6%）、②「隣保館の生活総合相談を利用したこと」については「ある」が40人（7%）、「ない」が410人（76%）、「知らなかった」が59人（11%）、「その他」が31人（6%）、③「隣保館の法律相談を利用したこと」については「ある」が18人（3%）、「ない」が419人（78%）、「知らなかった」が71人（13%）、「その他」が32人（6%）、④「寿だより」に関しては「読んでいる」が193人（36%）、「読んでいない」が221人（41%）、「知らない」が109人（20%）、「その他」が17人（3%）、⑤「悩みや困ったことがあった場合、誰に相談しますか？」に関して「すみよし隣保館」は59人（11%）などの調査結果が明らかになっています。

今回の調査で明らかになってきた住吉地区住民の生活実態や、「すみよし隣保館 寿」の利用状況等を踏まえ、今後の「住吉隣保館 寿」を拠点とした事業の充実が求められています。

九、今後の課題

今後の課題としては、以下の3点があります。

1点目は、「すみよし隣保館 寿」の貸室の利用率を高めることです。2017年度を通じた利用率は46%（この内、有料33%）でしたが、当面の目標は、これを60%（有料50%）に高めることです。このために、広報・宣伝の強化に取り組んでいます。

2点目は、一昨年12月16日に公布・施行された部落差別の解消の推進に関する法律（「部落差別解消推進法」）や「改正社会福祉法」、さらには「住吉地区暮らしのアンケート調査」結果を活用した事業展開です。とりわけ、相談、教育・啓発、調査面での充実・強化を図りたいと考えています。

3点目は、「すみよし隣保館 寿」の管理・運営、事業展開を持続可能なものにするための財政基盤の確立です。先ほど紹介しましたように、現時点では年間500万円ほど収入が不足し、運用資金から補てんしていますが、事業収入の増加とともに、各種財団の助成金の獲得、隣保事業部分に対する国や大阪市の補助の獲得を実現したいと考えています。

とりわけ、隣保事業部分に対する国や大阪市の補助を実現することは、持続可能な運営を確保するためには決定的に重要です。このためには、隣保館設置要綱の改定が必要ですが、全国隣保館連絡協議会や部落解放同盟中央本部、同大阪府連合会などのご支援をお願いしたいと考えています。

1960(昭和35)年6月

住吉隣保館設立前後の住吉地区の様子

一. はじめに

私は、1945(昭和20)年8月に住吉地区(五町会)に生まれ、育ちました。日本の戦後と共に年を重ねていくのですが、幼少期から青年期に入り、部落解放運動に参加する様になります。

現在の住吉地区は、本質的なことはともかく、地区の風景や生活環境をはじめ、あらゆる面で変わり、とりわけ若い人達には、想像がつきにくいと思います。

地区の歴史を知る上で、写真・映像・地図・年表・実態調査・風俗・文化などの記録が多くの方々の努力で作成され、私自身これらの資料に目をやる事で、多くの知らなかった事や、自身の記憶を思い起こす貴重なものでした。

先般、私が当初の住吉隣保館職員であり、中学3年生から解放運動に加わっていたりもしていたので、住吉部落史研究会で当時の話をしてくれないかとの事で、記憶をたどりたどりしながら、拙い経験話をしました。

その話を今般「すみりんニュース」に載せることになり、再び記憶を思い起こし、筆をとることになりました。他の資料と重複するところはお許してください。

二. 幼少期のムラ(第五町会)の状況

私が幼少期の頃、戦前生まれの親世代は、なぜか村(同和地区)のことを「コッチャマエ」と

言い、それ以外の地区を「ハク」という人が多かった。「村」以外の人との交流はほとんど無く、村での言葉づかいは独特で荒っぽく、独自の言い回しやイントネーションで、例えば「ワレ!」「オンドレ」「オトマッシャナ!」など数々の言葉づかいである。これは、「部落差別」による長い間の生活苦から出てきた言葉づかいであり、外(地区外)で仕事をする時などは、非常に困ったと思う。(詳しくは、木本久枝さん作成の『むらことばカレンダー』を参照)

「オッチャン」の服装は、腹巻、ステテコ、雪駄または下駄ばき、中には、ネルの白生地を腰巻にした独特な風貌(様相)。「オバチャン」は、特に夏は、シミーズ1枚で表に出て立ち話などをしてきた記憶がある。

住吉地区を取り巻く環境(住吉地区の住環境)

線路に沿って部落があるのは、私が知る限り、住吉部落くらいだ。当時から、南海高野線住吉東駅の改札は東西の両方にあった。摂津酒造から住吉東にかけて線路沿いの外観は、それほど劣悪なバラック状態ではなかった。それでも、高い塀によって住吉東駅から村は見えなくされていた。

地区外の人が電車を利用する際は、ムラの東側に住んでいるにもかかわらず、ムラの道を嫌い、遠回りをして西側改札を利用する人も多かった。しかし、村人や東側改札を利用する一部の人をあてに、時期には差があるが、パチンコ店、うどん屋、青果商、駄菓子屋、おでん屋、一杯飲み屋、下駄屋、散髪屋、などいずれも小規模ながら商売をするムラの人たちもいた。

「北キ」と「南ヤキ」

青年湯(後の「寿湯」)の前にある東西の道に、北側を「北キ」、南側を「南ヤキ」と呼んでいた。「北キ」は、表通りに面した場所には富裕層も住んでいたが、奥に入ると路地が多くて、雨が降ればジュークジュークした不衛生な状態で、路地を挟んで一軒に二世帯・三世帯が暮らすような密集地である。「南ヤキ」にしても「北キ」より少しマシくらいで、劣悪な住環境であることではたいして変わらなかった。

共同便所が多く、毎日の用足しは不自由さを通り越していた。共同水道はあっても、利用すると水道料金が掛かるため、井戸水に頼る家も少

なくなかった。そのような環境であったため、1958（昭和33）年に不良住宅改良法で1・2号館が建設された。

三. 風俗：子どもの遊び・おとなの博打

子どもたちと言えば、勉強よりも家の外に出てムラの友達と遊ぶことが日常で、遊びと言えば主に、バイ、ベッタン、ビー玉、缶蹴り、コマ回し、凧揚げ、おはじき、お手玉、縄跳び、ドウマ乗り（胴馬？）、輪投げ、などをやり子どもながらに知恵を絞って、創造性豊かな遊びをつくっていた。

おとなの博打には、麻雀や札などを「博打場」としてやっている家が2～3軒あり、屋外では、お金を賭けた輪投げや、ケンタ（輪の中に硬貨を入れて、それにぶつけて外に出した者が勝つ賭け事）などがある。また、当時流行ったヒロポン（覚せい剤）をやっていた人たちも少なくはなかった。これらは、「住吉のくらしと仕事」（住吉部落史研究会編）に詳しく載っている。

四. ムラの公共施設・事業について（寺・青年会館・共同浴場・授産場・保育所） 生活改善に向けた取組

先に挙げたような村人の生活状況の中、町会や寺（真願寺）を中心に、生活改善に向けた取組もなされてくる。情操教育として、各施設を利用した取組が始まる。

寺では、「松月子ども会」を作り、住職や数人の青年の指導の下、子ども劇や絵画、やみ鍋会、寺の掃除、合唱、などが行われていた。エピソードとして、大阪市立天王寺野外音楽堂で行われた文化発表会に参加して、演劇を発表したこともあった。演劇のタイトルは、『裸の王様』である。

青年会館（1934年建設）では、浪曲、映画会など私の幼少期から行われていた。当時の青年団を中心に、年末年始の夜警や、青年を対象にした社交ダンス、小・中学生を対象としたフォークダンス、などが行われていた。

共同浴場（青年湯）は、ムラの運営によって安価に利用することができ、ムラ人の清潔を保つと共に、憩いの場としての役割を果たしていた。映画館や芝居小屋のポスターが貼られたり、仕事の情報なども掲示されたりしていた。

授産場（1955（昭和30）年竣工）は、「ムラでは嫁を働かせるのは男の恥」という古い考えがあったため、主婦にも仕事をという趣旨から建設された。業者から請け負った仕事を主婦たちが白エプロン姿で共同作業をして、一定の収入を得て生活の足しにしていた。各家庭でも、内職が普及していた。

住吉保育所（大阪市立）はムラの中にあり、住吉東駅の東側改札の目の前に位置し、板塀に囲まれた200坪ほどの木造平屋建てで、園長をはじめ4～5人の女性職員と常駐の管理人（いずれも大阪市からの出向がいた）。園児は、一部のムラの子どもと、地区外からの子どもを合わせて30人ほどが通っていた。保育内容は、紙芝居や絵本の読み聞かせ、カルタ、遊戯、童謡の合唱、お昼寝、おやつタイム、運動会、などである。また、閉園している時間や曜日には、ムラの子どもたちの遊び場となっていた。国会・地方議員選挙の地区外住民も含めた投票場としても利用されていた。

五. 町内会の取組（相撲大会・盆踊り・町内運動会・ハイキング 等）

町内の相撲大会は、「北キ」に土盛りをした土俵があり、おとなや子ども別に勝ち抜きをして優勝者を決め、商品をもたらえた。

相撲大会は、後の授産場建設に合わせて土俵が取り壊されたため無くなる。

町内盆踊り会：

毎年、盆の時季が来ると、町内の世話人がいて、共同浴場（青年湯）前の東西道路（道幅5m程）に小さな櫓を立て、提灯をつるし、太鼓と江州音頭に合わせて、盆踊りが催された。住吉（ムラ）の盆踊りは、太鼓叩きや音頭取りも町民がおこない、上手な音頭取りが数人いて、独特な節回しで、歌の文句も個性的である。踊りも江州音頭の調子に合わせて、独自のもので、扇を広げてゆったりとしなやかな踊りで評判であった。

ムラの一大大行事であるため、夕方から夜更けまで3日間行われ、150人～200人が参加していたと思う。

参加者には、ラムネやミカン水が振舞われ、子どもたちにとっても楽しみだった。

町内運動会：写真アリ

住田・梶川両氏を中心に青年層が、青年会館を拠点にして、銀座通り（青年会館から青年湯ま

でのL字型で唯一舗装された道路)で、子どもを中心とした町内運動会が行われていた。種目は、パン喰い競争、徒競走、障害物競争、自転車競走、お玉にゴムボールを乗せて落とさないように走って競う玉運び競争、などなどで競い、商品がもらえた。

ハイキング：写真アリ

行事子ども会では、ハイキングに初めて取り組み、子ども30人ほど、付き添いの青年や婦人を合わせて約50人が参加していた。

最初は、観心寺へ行き、その後も年1回ほど、犬鳴山、松尾寺、玉川峡、六甲山、などに出かけた。

これらの行事に参加した人たちは、後に活動家として育っていった。

☆次号へと続く

次号(「すみりんニュースNo.61」)では、1960年に建設された住吉隣保館を拠点に、住吉地区における部落解放運動が高まっていく様子をお伝えする予定です。

「人権のまちづくりを考える」 すみよし連続講座7月例会

日 時：2018年7月28日(土)

午前10時～正午

場 所：すみよし隣保館 寿 3階大会議室

テーマ：木や森とともに生きる～マイお箸作りを通じて～

講 師：NPO法人木育フォーラム理事長
米地徳行

参加費：500円

■住吉隣保事業推進協会のうごき

ご寄付のお願い

当法人では、総合生活相談(無料法律相談を含む)、自主学習支援事業、就労支援事業、居場所・食育事業、識字・日本語教室支援、公益貸室事業、図書事業、人権教育推進事業などを公益目的事業として実施しています。具体的に

は、支援を要する方々の身近な相談場所として、学習支援の場所として、また地域の誰にも開かれたの交流の場所・居場所として、人権啓発の研修、講座、人権のまちづくりの拠点としての様々な事業を実施しており、これらは皆様のご寄付によって支えられています。(ご寄付は、個人からだけでなく団体からも受け付けております。)

いただきましたご寄付は、法人で実施するこれらの公益目的事業の経費、住吉隣保事業推進センターの維持管理に使わせていただきます(本年度目標額：350万円)。私たちの取り組みにご理解とご協力をぜひお願いいたします。

公益法人に対してご寄付された方は、税制上の優遇措置を受けられません。寄付額に応じて、個人又は法人の所得から一定額が控除されます(詳しくは事務局までご相談ください)

【ご寄付の方法】

下記、口座にて銀行振込によるご寄付を受け付けています。直接事務局へのご持参いただいても結構です。

振込先口座①

みずほ銀行 住吉支店(店番号：471)

普通口座(口座番号：1606068)

口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

振込先口座②

大阪信用金庫 住吉支店(店番号041)

普通口座(口座番号 0115047)

口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

住吉隣保事業推進センター(大阪市住吉区帝塚)

山東 5-6-15 電話 06-6674-3732)

* ご寄付いただく際には、寄付申込書に必要事項をご記入頂く必要があります。

賛助会員を募集しています！

住吉隣保事業推進協会は、法人の事業活動を後援する賛助会員を募集しています。

<年会費>

個人：3,000円

団体：10,000円

加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙「すみりんニュース」をお送りします。また、当法人が主催する指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に、当法人にご提出ください。

■公益財団法人住吉隣保事業推進協会
ホームページアドレス

<http://sumiyoshi.or.jp>

* 「すみりんニュース」は、2カ月に1回、奇数月に発行致します



